

令和 7 年度

長崎市一般廃棄物処理実施計画

長崎市環境部環境整備課

目 次

1 本市が処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系廃棄物 1
- (2) 本市の区域内の事業所から排出される事業系一般廃棄物 1
- (3) 災害廃棄物 1

2 一般廃棄物の種類、搬入区分、処理区分、処理主体 1

3 ごみ処理実施計画

- (1) 長崎市分別収集計画 2
- (2) 減量及びリサイクルのための方策 2～3
- (3) リサイクルの推進と分別収集 4～7
- (4) 収集・運搬計画 8～14
- (5) 中間処理計画 14～16
- (6) 最終処分計画 17
- (7) その他 17～18

4 し尿処理実施計画

- (1) し尿 19～20
- (2) 浄化槽汚泥 20～21

長崎市一般廃棄物処理実施計画（令和７年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、令和７年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

１ 本市が処理する一般廃棄物の種類

(1) 家庭系廃棄物

- (2) 本市の区域内の事業所から排出される事業系一般廃棄物（本市の処理施設で処理できるもので長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成６年長崎市規則第４２号）第７条第３項各号に規定する基準によるもの。）

ただし、上記(1)及び(2)の廃棄物中、特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項に規定する特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第１２項に規定する指定再資源化製品（パソコンを除く。以下「指定再資源化製品」という。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成６年長崎市条例第３号）第１９条第１項各号に規定する排出禁止物を除く。（※ 品目の例示は、後述の３-(4)-エー(イ)「本市では収集しないごみ」を参照。）

(3) 災害廃棄物

大規模な災害に伴い発生する廃棄物については、長崎市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行うものとする。

２ 一般廃棄物の種類、搬入区分、処理区分、処理主体

一般廃棄物の種類	搬入区分	処理区分	処理主体
燃やせるごみ	直営	焼却処理	長崎市
	委託		
	許可・一般		
燃やせないごみ	直営	埋立処理 再資源化	
	委託		
	許可・一般		
資源ごみ	直営	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	委託		
	許可・一般		
有害ごみ	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
粗大ごみ (可燃・不燃)	委託	焼却・埋立処理 再資源化	長崎市
	許可・一般		
古紙	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
プラスチック製容器包装	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)

3 ごみ処理実施計画

(1) 長崎市分別収集計画

ごみの排出抑制及び再資源化を促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関して、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする本市の計画を定めている。なお、今回は、令和4年6月に策定した。

ア 分別収集計画に定める事項

- (ア) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- (イ) 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
- (ウ) 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- (エ) 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- (オ) 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- (カ) 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- (キ) その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(2) 減量及びリサイクルのための方策

ア ごみ袋の指定・有料化、ごみ分別の変更

ごみの減量、分別の徹底及び資源化の推進のため、平成14年2月からごみ袋を指定・有料化した。平成15年6月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約50%の地区で本格実施し、平成16年4月から全市で実施している。平成21年4月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。平成28年7月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更した。

今後とも、市民や事業者がごみの減量やリサイクルに取り組むための支援、分別指導を行う。

イ 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会での啓発を目的として、説明会、学習会に積極的に出向くとともに、副読本（小学3、4年生対象「くらしとリサイクル」）の配布やDVDの貸出など、あらゆる機会を活用し、市民及び事業者に対して、ごみ排出量の実態、最終処分場の状況、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

ウ リサイクル推進員を中心とした地域での活動推進

地域のごみ減量・資源化活動のリーダーとしてリサイクル推進員（廃棄物減量等推進員）を委嘱しており、分別の周知・徹底を図る。

なお、推進員を置く自治会については、活動支援として謝礼金を交付している。今後も推進員を置く自治会の拡大を進めるとともに、研修や施策連携の強化により、リサイクル活動の振興を図る。（令和6年3月末現在、全963自治会中746自治会に推進員2,649名）

エ 廃棄物減量化推進店舗等による減量の取り組み

生活の中でのごみ排出抑制を図るため、簡易包装、買い物袋持参を奨励するマイバッグ運動、トレイ等の店頭回収、再生品の販売等を行う小売店舗を廃棄物減量化推進店舗に指定し、指定店舗については店舗の紹介を行うほか市民へ協力を呼びかけている。（令和6年3月末現在、指定店53店舗）

オ 地域コミュニティの創造とリサイクルの推進

自治会や子供会等の地域団体によって行われる古紙（新聞・雑誌・段ボール）及び古布の集団回収に

対する補助、資源物回収用具及び保管庫の譲与を行うことにより、古紙等資源物のリサイクルを図るとともに、リサイクル活動を通じた住民相互のコミュニティづくりに寄与し、もってリサイクルや環境保全に対する住民意識を醸成する。（令和6年3月末現在、集団回収届出団体数565団体）

（ア） 補助金の交付

a 資源物回収活動奨励補助金制度

集団回収団体に対し、昭和61年度から古紙を対象として補助を開始し、現在、1kg当たり5円を上限に補助している。また、平成13年度から古布を対象として1kg当たり一律3円を補助している。

b 資源物回収事業奨励補助金制度

古紙市況の低迷による集団回収活動の衰退に歯止めをかけるため、平成5年度から、集団回収団体から資源物を回収する業者に対する補助を開始し、平成20年度から、古紙1kg当たり1円を補助している。また、古布についても、1kg当たり1円を補助している。

（イ） 資源物回収用具及び保管庫の譲与

集団回収を積極的に支援するため、平成3年度からリヤカー、一輪車等を、平成7年度から保管庫を貸出し及び譲与していたが、平成20年度から貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。また、平成20年度から空き缶用回収ボックスを品目に追加した。

カ 食品ロスの削減

まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品を、学校、地域、職場などで回収し、フードバンク団体に提供するフードドライブ活動や、食べ切り、使い切りを進める等、食品ロス削減に取り組む。

キ 事業系廃棄物の適正処理の推進

事業系廃棄物については、産業廃棄物をはじめとする廃棄物の適正処理を推進するため、従来からの中間処理施設や最終処分場での持ち込みごみの指導・監視を継続するとともに、事業所用指定袋での排出や分別排出をさらに徹底させるための指導・周知を強化する。

また、ごみ減量を促進するため、現在特定事業用建築物に義務づけている一般廃棄物管理責任者の選任と廃棄物減量計画書の未提出事業者への督促や勧告を行うとともに、これらに基づく指導、啓発活動を強化する。

ク 資源物拠点回収及びピックアップ回収

小型家電については平成25年7月から、古布（古着）については平成26年8月から、モデル事業として市内公共施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を開始し、一定量の回収を見込めたことから、小型家電は平成29年2月から、古布（古着）は平成29年4月から本格実施に移行している。新型コロナウイルス流行の影響により、令和2年5月から古布（古着）の回収は休止していたが、令和6年4月から再開している。令和6年3月末現在、小型家電は30箇所において拠点回収を実施している。

リチウムイオン電池などの小型充電式電池について、令和7年度中に拠点回収を実施する。

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電は、これまで埋立処分を行っていたが、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成29年2月からリサイクルを開始している。

ケ リユース事業の拡大

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、リユース品として希望する市民に引き渡すリユース事業について、令和6年6月から、新たに整備した旧西工場ストックヤード「リユース倉庫きばち」を活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、リユースする品を自転車のみから家具及び家電製品等に変更することで、種類、数ともに拡大し実施している。

（平成29年8月～令和6年5月 リユース自転車事業）

(3) リサイクルの推進と分別収集

リサイクルを推進するための収集ルート、収集品目は、容器包装リサイクル法に基づくもののほか、次のとおりである。

ア 分別収集

(ア) 容器包装

種 類	分別収集等の方法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	週1回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として ガラス製の容器（びん）	
無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他の色のガラス製容器包装	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （紙パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	週1回・古紙混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として段ボール製の容器包装 （再商品化義務対象外）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）	週1回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものの以外のも	週1回・プラスチック製容器包装

(イ) 容器包装以外のもの

種 類	分別収集等の方法
古紙（新聞、雑誌等）（雑がみを除く）	週1回・古紙混合収集
古紙（雑がみ）	
金属（鍋、釜、やかん、フライパン）	週1回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
スプレー缶・カセットボンベ	週1回・「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみとは分けて収集
古布（古着）	拠点回収

種 類	分別収集等の方法
小型家電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）
粗大ごみ	戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
有害ごみ	週１回（廃蛍光管、筒形乾電池、ボタン電池）
水銀使用廃製品	拠点回収
小型充電式電池	拠点回収

イ 分別収集直営、委託以外の方法によるもの

（ア） 容器包装

種 類	収 集 方 法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装 } 缶	集団回収、店頭回収
主として ガラス製の容器（びん） 無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他の色のガラス製容器包装	集団回収（リターナブルびんのみ）、店頭回収
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（紙パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	集団回収、店頭回収等
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）	
主として段ボール製の容器包装	集団回収
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又はしょうゆを充てんするためのもののうち白色トレイ	店頭回収

（イ） 容器包装以外のもの

種 類	収 集 方 法
古紙（新聞、雑誌、雑がみ等）	集団回収
古布（古着）	
小型家電	宅配事業者による回収

ウ 分別収集の経過

開 始 年 度	内 容
平成５年度	燃やせないごみの中から空きかん・空きびんを「資源ごみ」として分別収集
平成９年度	段ボール等古紙の多量排出地区での収集、持ち込み古紙の資源化
平成１０年度	ペットボトルを「資源ごみ」に加え分別収集

開 始 年 度	内 容
平 成 1 3 年 度	モデル地区でプラスチック製容器包装（ペットボトル以外）の分別収集 古紙（新聞、雑誌、段ボール）の分別収集
平 成 1 4 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集のモデル地区の拡大
平 成 1 5 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を本格実施（全市の50%以上）
平 成 1 6 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施
平 成 2 1 年 度	金属類のうち鍋、釜、やかん、フライパンを「資源ごみ」に加え分別収集
平 成 2 8 年 度	燃やせないごみのうち、プラスチック製品、ゴム製品、革製品を「燃やせるごみ」へ分別変更、小型家電の拠点回収及び三京でのピックアップ回収の実施
平 成 2 9 年 度	古布（古着）、水銀使用廃製品の拠点回収を実施
平 成 3 0 年 度	スプレー缶・カセットボンベを「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみと分けて収集

エ 令和5年度のリサイクル関連収集量

区 分	回 収 量
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	4, 218 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙	3, 439 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）	6, 367 t
プラスチック製容器包装	4, 536 t

オ 再資源化（再商品化）の方法

資 源 物 の 収 集 方 法 等	再 資 源 化 の 等
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	資源物回収業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙の収集、保管、引渡し	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）の収集、保管、引渡し	
プラスチック製容器包装の収集、保管、引渡し	
拠点回収による古布(古着)の収集、保管、引渡し	資源物回収業者
拠点回収及びピックアップ回収による小型家電の収集、保管、引渡し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定を受けた者（認定事業者）

カ 関連施設の概要

(ア) 資源ごみ一時保管（中継）施設

収集した資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）及び古紙を委託業者等へ引き渡すまでの一時保管（中継）施設は、次のとおりである。

種 別	施 設 名
資 源 ご み	東工場資源ごみ一時保管施設 三京クリーンランド資源ごみ一時保管施設
古 紙	高島一般廃棄物一時保管施設

(イ) 選別等処理及び保管施設

容器包装リサイクル法に基づき選別等の処理をした後、分別基準適合物を保管する施設及び品目は、次のとおりである。

処 理 及 び 保 管 施 設 の 名 称	品 目
協業組合長崎環境再生促進センター（※１）	無色のガラス製容器包装、茶色のガラス製容器包装、その他の色のガラス製容器包装、ペットボトル、スチール製容器包装、アルミ製容器包装
株式会社滝口商店（※２）	
平木工業株式会社（※３）	
東工場プラスチック製容器包装選別施設	プラスチック製容器包装
三京リサイクルプラザ	
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構小江工場（※４）	紙製容器包装

（※１）～（※４）は、令和７年２月末現在。

(4) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬される廃棄物の量

本市で収集・運搬される廃棄物の令和7年度見込量（以下「見込量」という。）は、次のとおりである。

	収 集 ・ 運 搬 主 体	計 画 収 集 ・ 運 搬 見 込 量
燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ	直 営	24,382 t
	委 託	42,825 t
	許 可 ・ 一 般	38,037 t
	計	105,244 t
燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ	直 営	1,594 t
	委 託	3,244 t
	許 可 ・ 一 般	1,751 t
	計	6,589 t
資源ごみ	直 営	1,937 t
	委 託	3,717 t
	許 可 ・ 一 般	576 t
	計	6,230 t
有害ごみ	直 営 ・ 委 託	146 t
	許 可 ・ 一 般（三京のみ）	
古 紙	直 営	800 t
	委 託	2,818 t
	計	3,618 t
プラスチック製容器包装	直 営	1,706 t
	委 託	3,218 t
	計	4,924 t
合 計		126,751 t

イ 収集区域の範囲

(ア) 直営区域

委託地区を除く市内全域(世帯数 71,966 (市全体の 35.00%), 人口 140,753人)

(イ) 委託区域

委託地区は次の業者及び地域で収集される。

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
崎永海運	176	249	高島町
池島清掃	71	94	池島町
クリーン外海	1,739	2,863	永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道徳町、神浦下道徳町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町
琴海環境保全	5,793	11,750	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
ひかり運送	1,619	2,969	香焼町
福島清掃	402	594	伊王島町1丁目、伊王島町2丁目
森田清掃	4,789	9,181	蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
匠舞環境	2,525	4,280	以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
井石	8,595	19,814	松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、畝刈町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目
中ノ瀬商店	4,184	8,756	小江原1丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、式見町、四杖町、相川町、見崎町
コンフォート・ミンティ	14,635	29,002	赤迫1丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、滑石1丁目、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、滑石5丁目、滑石6丁目、大園町、 <u>大宮町</u> 、北栄町、北陽町、横尾1丁目、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉山1丁目、 <u>葉山2丁目</u> 、(岩屋町)

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
長崎市古紙リサイクル回収機構	15,119	27,849	扇町、 <u>石神町</u> 、 <u>辻町</u> 、家野町、文教町、千歳町、住吉町、住吉台町、 <u>赤迫1丁目</u> 、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、花丘町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、大手3丁目、けやき台町、川平町、三川町、三ツ山町、睦別当町
長崎環境美化	10,770	18,242	(宝町)、 <u>銭座町</u> 、上銭座町、緑町、茂里町、目覚町、岩川町、川口町、浜口町、平野町、 <u>平和町</u> 、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本2丁目、松山町、岡町、橋口町、 <u>上野町</u> 、本原町、大橋町、若葉町、中園町
南都産業	11,743	20,366	<u>馬町</u> 、炉粕町、 <u>勝山町</u> 、尾上町、八千代町、御船蔵町、浜平1丁目、浜平2丁目、西坂町、中町、上町、筑後町、玉園町、八百屋町、立山1丁目、立山2丁目、立山3丁目、立山4丁目、立山5丁目、(上西山町)、 <u>西山1丁目</u> 、 <u>宝町</u> 、幸町、天神町、(銭座町)、(平和町)、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本3丁目、 <u>上野町</u> 、 <u>辻町</u> 、小峰町、三原1丁目、三原3丁目、高尾町、本尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目
カワイテック	10,219	17,076	魚の町、栄町、賑町、築町、江戸町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、大黒町、 <u>船大工町</u> 、館内町、 <u>稲田町</u> 、中新町、十人町、籠町、 <u>新地町</u> 、 <u>梅香崎町</u> 、相生町、 <u>東山手町</u> 、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、椎の木町、高丘1丁目、高丘2丁目、南町、出雲1丁目、出雲2丁目、 <u>出雲3丁目</u> 、上田町、(南山手町)、 <u>松が枝町</u> 、 <u>戸町2丁目</u> 、上戸町
海野清掃産業	13,944	23,104	<u>新大工町</u> 、伊勢町、寺町、八幡町、麴屋町、出来大工町、馬町、勝山町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、鍛冶屋町、油屋町、高平町、愛宕1丁目、 <u>愛宕2丁目</u> 、愛宕3丁目、 <u>愛宕4丁目</u> 、弥生町、三景台町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、 <u>上小島4丁目</u> 、上小島5丁目、桜木町、 <u>船大工町</u> 、本石灰町、丸山町、寄合町、中小島1丁目、中小島2丁目、西小島1丁目、西小島2丁目、 <u>稲田町</u> 、銅座町、(八つ尾町)、(早坂町)

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
茂木清掃	8, 5 8 7	1 7, 0 3 7	出島町、 <u>新地町</u> 、(梅香崎町)、常盤町、大浦町、 <u>東山手町</u> 、 <u>南山手町</u> 、 <u>松が枝町</u> 、小曽根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町、国分町、小菅町、戸町1丁目、 <u>戸町2丁目</u> 、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目
アイスタン	9, 3 6 2	1 8, 2 3 1	南が丘町、八景町、星取1丁目、星取2丁目、(出雲3丁目)、(上小島4丁目)、上戸町1丁目、上戸町2丁目、上戸町3丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町2丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小ヶ倉1丁目、新小ヶ倉2丁目、大山町、茂木町、田上1丁目、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、 <u>早坂町</u> 、田手原町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、宮摺町、大崎町、千々町
大串清掃	9, 3 7 3	1 8, 3 4 1	磯道町、三和町、古道町、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、柳田町、草住町、京太郎町、鹿尾町、竿浦町、江川町、八郎岳町、末石町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町
委託地区計	1 3 3, 6 4 5 (65. 00%)	2 4 9, 7 9 8	

※世帯数及び人口は、令和6年12月末の住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数により算出している。

下 線 …複数の業者が担当している町であることから、世帯数、人口は按分

(カッコ)…収集区分には含まれるが、一部分のみであり、世帯数、人口はごみステーションが多い業者の収集地区に集計

ウ 収集回数、品目

本市における計画収集ごみの収集回数は、次のとおりである。

区 分	回 数
燃 や せ る ご み	週 2 回
燃 や せ な い ご み	週 1 回
資 源 ご み	週 1 回
粗 大 ご み	随 時（申し込み）
有 害 ご み	筒型乾電池等 週 1 回（排出は随時）
	廃 蛍 光 管 週 1 回
古 紙	週 1 回
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	週 1 回
動 物 の 死 体	随 時（申し込み）
小 型 家 電 ・ 古 布 （ 古 着 ） 水銀使用廃製品・小型充電式電池	随 時（排出は随時）

エ 収集の方法

（ア） 本市計画収集ごみの収集方法及び収集品目

本市の計画収集に係るごみの収集方法及び収集品目は、次のとおりである。

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
燃 や せ る ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	生ごみ、紙ごみ、布くず、紙おむつ、プラスチック類、ゴム製品、革製品、木・竹ざれ・木製品等（長さ1m・直径40cm未満に束ねたもの）
燃 や せ な い ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	金属類（鍋・釜・やかん・フライパン以外）、ガラス・陶磁器、小型家庭電化製品等
資 源 ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	空きかん・空きびん（ガラスびん） ペットボトル 鍋・釜・やかん・フライパン
粗 大 ご み	申し込み方式（前納制）による戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）	家庭電化製品（特定家庭用機器であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く。）、家具類、寝具類、畳、自転車、パソコン等、ごみ袋に入らない大きさのもの（概ね、長さ70cm以上）で2m未満かつ60kg未満のもの

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
有 害 ご み	専用缶設置によるステーション方式	筒型乾電池、ボタン電池（水銀電池、２次電池は不可）
	紙筒等によるステーション方式	廃蛍光管
水 銀 使 用 廃 製 品	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等
小 型 充 電 式 電 池	拠点回収	リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池等（自動車用及び自動二輪用の充電池・バッテリーは不可）
小 型 家 電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）	小型家庭電化製品
古 布 （ 古 着 ）	拠点回収	古着
古紙（雑がみを除く）	紐で縛って、ステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	段ボール、新聞、雑誌等
古 紙 （ 雑 が み ）	紙袋に入れて紐で縛るか、無色透明の袋に入れて出す。または雑誌等に挟み、紐で縛って出すステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	雑がみ
プラスチック製容器包装	本市指定のごみ袋によるステーション方式	ペットボトル以外の白色トレイを含むプラスチック製容器包装
動 物 の 死 体	申し込み又は通報（飼い主がある場合は有料）	

（イ） 本市では収集しないごみ（特定家庭用機器、指定再資源化製品（パソコンを除く。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第１９条第１項各号に規定するごみ）

【品目の例示】

品 目	備 考
エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、FRP船、消火器、農薬等薬品類、感染性医療廃棄物、バッテリー、小型充電式電池、自動車、バイク、タイヤ、ボンベ、オイルヒーター、油や塗料（油や塗料が入った容器や機器等を含む）などの処理困難物	排出者が購入店、メーカー又は処理専門業者へ依頼

（ウ） その他

家庭から排出される、フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（平成１３年法律第６４号）（フロン排出抑制法）に規定する第一種特定製品は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が完了したことを証明する引取証明書の写しの添付があるときでな

ければ回収できないため、排出者が、購入店、製造メーカー又は充填回収業登録を受けた廃棄物・リサイクル業者へ依頼することを原則とし、引取証明書の写しの添付がある場合には粗大ごみとして収集を行う。

(5) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

本市中間処理施設は、焼却施設としては西工場、東工場の2箇所、破碎施設としてはせん断式破碎機が西工場、東工場の2箇所、選別施設としては東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザの2箇所、マテリアルリサイクル推進施設として三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場を設置している。

	施設名	所在地	形式	処理能力	完成年月	搬入時間
焼却施設	西工場	神ノ島町3丁目526番地23	全連続燃焼式	120t／日 ×2基	H28.9	月曜～土曜 8:00～17:00
	東工場	戸石町34番地2	全連続燃焼式	150t／日 ×2基	S63.3	月曜～土曜 8:00～17:00
破碎施設	せん断式破碎機	神ノ島町3丁目526番地23 (西工場内)	せん断式 (ウイング付)	3t／h	H28.9	月曜～金曜 8:00～17:00
	せん断式破碎機	戸石町34番地2 (東工場内)	せん断式 (ウイング付)	6t／h	S63.3	月曜～金曜 8:00～17:00
選別施設	東工場プラスチック製容器包装選別施設	戸石町34番地2 (東工場敷地内)	—	15t／日	H15.3	月曜～金曜 8:00～17:00
	三京リサイクルプラザ	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	25t／日	H16.3	月曜～金曜 8:45～17:00
施設	三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	0.8t／日	H31.1	月曜から土曜 8:45～17:00

また、本市の資源ごみ及び古紙の中間処理（搬出、選別、保管、引渡し等）業務については、下記の業者に委託し処理している。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業務内容
協業組合長崎環境再生促進センター 長崎市小江町1797番地 (※1)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業 務 内 容
株式会社滝口商店 長崎市小江町１７９７番地 (※２)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を中継施設（東工場）から搬出し、選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。
平木工業株式会社 長崎市三京町２８４２番地１ (※３)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を中継施設（三京クリーンランド埋立処分場）から搬出し、選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構 長崎市小江町１番地１０ (※４)	収集した古紙（新聞類、雑誌類、段ボール）を所有施設で選別・梱包後、紙製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

プラスチック製容器包装の中間処理（選別、圧縮、梱包等）業務については、東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザにおいて、「一般財団法人 クリーンながさき」に委託している。（※１）～（※４）は令和７年２月末現在。

粗大ごみであるマットレス、ソファ及び折りたたみベッドの中間処理業務（燃やせるごみと金属に選別）については、三京クリーンランド埋立処分場内において、マットレス解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託し、ポケットコイルマットレス及びソファ解体は「三京町環境整備企業組合」に委託し、折りたたみベッド解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託している。また、回収した金属については売却することで再商品化を図る。

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

各中間処理施設への収集・運搬主体別搬入見込量は、次のとおりである。

施 設 名		搬 入 者	燃やせるごみ
西工場	西 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１１，１７３ｔ
		委 託	２８，１００ｔ
		許 可 ・ 一 般	１９，５１６ｔ
		計	５８，７８９ｔ
東工場	東 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１３，２０９ｔ
		委 託	１４，７２５ｔ
		許 可 ・ 一 般	１８，５２１ｔ
		計	４６，４５５ｔ

ウ 残渣の量及び処分方法

(ア) 各中間処理施設から発生する残渣見込量及び処分方法は、次のとおりである。

発 生 施 設	焼却残渣(湿灰等)発生量	残 渣 の 処 分 方 法
西 工 場 (焼 却 施 設)	7, 2 0 2 t	三京クリーンランドに搬入し埋立処分
東 工 場 (焼 却 施 設)	6, 6 2 4 t	三京クリーンランドに搬入し埋立処分

(イ) 資源ごみの処理に伴い発生が予測される残渣の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
6, 4 0 0 t	7 3 5 t	三京クリーンランドに搬入し埋立処分 西工場又は東工場に搬入し焼却処理

(ウ) マットレス、ソファー及び折りたたみベッド解体に伴い発生が予測される残渣及び不燃物に混入される可燃物の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
9, 7 7 3 個	1 6 4 t	東工場に搬入し焼却処理

(6) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

本市の最終処分場は三京クリーンランド埋立処分場の1か所である。三京クリーンランド埋立処分場第1期埋立地は平成5年度に埋立を完了し、現在、第2期埋立地に埋立中である。

施設名	所在地	埋立期間※1	埋立面積 (総面積)	全体容量	残余容量※2
三京クリーンランド 埋立処分場 (第1期埋立地)	三京町43番地4	S61~H5	m ² 64,000 (398,000)	m ³ 646,990	m ³ —
三京クリーンランド 埋立処分場 (第2期埋立地)	三京町43番地4	H5~R59 (85年間程度)	m ² 151,000 (325,000)	m ³ 2,740,000	m ³ 747,494
三京クリーンランド 埋立処分場 (第3期埋立地)	三京町43番地4	R60~R79 (20年間程度)	m ² 74,000 (447,000)	m ³ 389,000	m ³ 265,000

※1 埋立期間については、今後の施設整備状況に応じて変動する。(令和7年4月時点の見込)

※2 残余容量は令和7年度末時点の見込。残余容量は全体容量から土堰堤等の構造物の容積を差し引いた上で積算。

イ 搬入される廃棄物の内訳量及び年間埋立量

埋立処分見込量は、次のとおりである。

施設名	最終処分容量		覆土量	埋立容量	埋立方法
	不燃物等	焼却残渣 (湿灰等)			
三京クリーンランド埋立処分場 (第2期埋立地)	5,684 m ³	8,643 m ³	2,865 m ³	17,192 m ³	セル方式及び サンドイッチ 方式

ウ 埋立計画

三京クリーンランド埋立処分場においては、現在、第2期埋立地に埋立てており、第2期及び第3期埋立地を合わせて少なくとも令和7年度から73年間程度の埋立容量を確保している。

しかしながら、周辺地域の市街地化等により、今後は最終処分場として適地を取得することは非常に困難なため、ごみの減量やリサイクル事業の推進等により、できる限り排出量を抑制し延命化を図ることが必要である。そこで、平成29年度から粗大ごみのうち、特に嵩張るマットレスやソファを解体選別し、再資源化を図っている。また、令和元年度から折りたたみベッドの解体選別を実施している。さらに、令和4年度からはポケットコイルマットレスの解体選別を実施している。

(7) その他

ア 住民に対する指導・啓発活動

今年度、本市が計画する指導・啓発活動は、次のとおりである。

(ア) 各種講座(公民館・自治会等)での説明(随時)

- (イ) 「リサちゃんニュース」や「広報ながさき」による広報。ごみ減量・リサイクル啓発DVDの貸出
- (ウ) テレビ・ラジオ等によるPR（随時）
- (エ) 施設見学案内（随時）
- (オ) 「長崎市のごみの分け方」の配布（転入者への配布も含む）
- (カ) 「ごみの分別一覧表（50音別）」の配布
- (キ) 小学3、4年生社会科副読本「くらしとリサイクル」の製作・配布（市内全校）
- (ク) ごみ減量・リサイクル推進功労者表彰式の実施
- (ケ) リサイクル推進員による地域住民への啓発
- (コ) 小中学校におけるリサイクル活動の支援・啓発

イ 処理施設における搬入者指導

平成10年度に実施した処理施設における搬入物検査により、一部の直接搬入ごみに不適正なごみの混入が認められたため、平成11年度から、搬入者に対する処理施設においての指導を強化し、適正なごみの搬入となるよう改善を図っている。

4 し尿処理実施計画

(1) し尿

ア し尿の排出の状況

し尿の令和7年度年間排出見込量は、12,390k lである。

下水道の普及率は、令和5年度は長崎市では94.5%となっている。また、下水道整備については、一定整備が完了しているが、人口減少等によりし尿収集量の減少が見込まれる。

なお、香焼、伊王島、高島地区においては、公共下水道整備は完了済みとなっている。

(ア) 市全体の汲み取りし尿収集状況

(単位：k l)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
汲み取りし尿	16,269	15,568	14,467	13,555	13,067

(イ) 収集区分別のし尿汲み取り収集状況

(単位：k l)

収 集 区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般財団法人 クリーンながさき	10,760	10,447	9,592	9,028	8,749
旧市内許可業者	1,632	1,440	1,316	1,205	1,093
合 併 地 区	3,877	3,681	3,559	3,322	3,225

イ 収集主体

「長崎市（委託）」及び一般廃棄物収集運搬許可業者（8者）

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)川徳」、「(有)マルモ産業」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「(有)三和清掃社」、「琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集回数

原則として月1回とする。（し尿収集料金等の未納がある場合、一時的にし尿収集を停止）

エ 収集区域

(ア) 市が委託して収集運搬する地区

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市東部地区	木場町
	旧長崎市小櫛地区	神ノ島町1丁目・2丁目・3丁目
	旧長崎市北部地区	横尾1～4丁目
	旧長崎市三重地区	松崎町・三重町・三重田町・檜山町・畦町・三京町・京泊1～3丁目 畝刈町・鳴見町・多以良町・鳴見台1～2丁目・さくらの里1～3丁目・豊洋台1～2丁目
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区	伊王島町1～2丁目、高島町
(有)池島清掃	外海池島地区	池島町

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する地区

一般財団法人クリーンながさき		長崎市東部・小櫛・北部・三重地区の委託区域及び東長崎・三川・川平地区を除く旧長崎市内
(有)川徳	東長崎地区	松原町・つつじが丘１～５丁目・古賀町・中里町・船石町・平間町・東町・現川町・矢上町・田中町・戸石町・川内町・上戸石町・牧島町・かき道１～６丁目・宿町・芒塚町・界１～２丁目・網場町・春日町・潮見町・鶴の尾町
	三川・川平地区	三川町・川平町・三ツ山町・畦別当町・女の都１～４丁目
(有)マルモ産業	香焼地区	香焼町
(有)野母崎清掃社	野母崎地区	以下宿町・野母崎樺島町・黒浜町・高浜町・南越町・野母町・脇岬町
(株)エコシス	外海・本土地区	永田町・上黒崎町・下黒崎町・西出津町・東出津町・新牧野町・赤首町・神浦扇山町・神浦北大中尾町・神浦上大中尾町・神浦下大中尾町・神浦丸尾町・神浦江川町・神浦上道德町・神浦下道德町・神浦口福町・神浦向町・神浦夏井町・上大野町・下大野町
(有)三和清掃社	三和地区 香焼地区の一部	蚊焼町・川原町・為石町・椿が丘町・藤田尾町・布巻町・晴海台町・宮崎町・香焼町の一部
琴海清掃(有)	琴海地区	琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区	琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

なお、令和７年１２月１日以降は、市全体のし尿を琴海クリーンセンターで処理する。

(2) 浄化槽汚泥

ア 浄化槽汚泥の排出の状況

浄化槽汚泥の令和７年度年間排出見込量は、９，６４２ｋｌである。

市全体の浄化槽汚泥収集状況

(単位：ｋｌ)

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
浄化槽汚泥	１０，５８０	１０，６６２	９，７５６	９，８１３	９，７５８

イ 収集の主体

一般廃棄物収集運搬許可業者（９者）

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)マルモ産業」、「(有)福島清掃」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「池島清掃(有)」、「(有)三和清掃社」、「琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集の回数

浄化槽を有する者からの申込みにより随時収集

エ 収集区域

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市内
(有)マルモ産業	香焼地区
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区
(有)野母崎清掃社	野母崎地区
(株)エコシス	外海・本土地区
池島清掃(有)	外海・池島地区
(有)三和清掃社	三和地区・香焼地区の一部
琴海清掃(有)	琴海地区
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

なお、令和7年12月1日以降は、市全体の浄化槽汚泥を琴海クリーンセンターで処理する。